

一般社団法人 三重県助産師会 広報委員会規定

一般社団法人 三重県助産師会 広報委員会規定

一般社団法人 三重県助産師会（以下当法人）は細則に定める目的を達成するため、広報委員会を設け、その組織、活動、掲載等をこの規定に定める。

第1条（委員会）

当法人に広報委員会を置く。

第2条（目的・任務）

- 1 広報委員会は、細則第23条に掲げる当法人の「会内の情報を当法人会員に周知するための記事」を作成し、会のホームページに掲載する。
- 2 ホームページにて会の情報を非会員の助産師および一般に向けて広く発信する。
- 3 当法人における広報活動を行うため、次の各号に掲げる事項の実施に当たる。
 - 一 当法人の公式ホームページの作成、編集、情報提供、管理に関する事項
 - 二 当法人の広報活動に関する事項
 - 三 当法人の公式ホームページの会員ページログインに必要なパスワードを代表理事、広報委員に必要な伝達事項
 - 四 当法人の新規会員に公式ホームページの会員ページログインに必要なパスワードを郵送する。
 - 五 その他広報に関する必要な事項

第3条（組織）

- 1 当法人の広報活動を効果的に遂行するため、理事のもとに広報委員会を置く。
- 2 広報委員会は広報委員長1名、広報委員1名
- 3 広報委員会は、代表委員会の推薦に基づき委嘱する。

第4条（著作権）

ホームページに掲載されている記事、写真などのすべて内容についての著作権は当法人および広報委員長（ホームページ作成者）に帰属する。

【附 則】

この広報委員会は、平成23年2月16日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

平成26年10月規定作成
平成27年2月規定公表